

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第九号

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

半田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年半田市規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十号中「小学校就学の始期に達するまでの子（）」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子（）」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に、「小学校就学の始期に達するまでの子が」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が」に改める。

第十六条第一項中「であつて職員と同居しているもの」を削り、同項第二号中「定めるもの」の下に「（職員と同居している者に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。